

袴田事件を考える市民集会

— 死刑廃止、人質司法の打破、再審法改正を求めて



講師／**小川 秀世**
弁護士

2023年

10.14 土

開場 ▶ 午後1時 開演 ▶ 午後1時30分～午後4時

仙台国際センター

大会議室 橋

仙台市青葉区青葉山無番地(裏面に地図あり)
地下鉄東西線「国際センター駅」から徒歩1分

(1) 基調講演

「袴田事件とはどういう事件なのか」(仮題)

講師／袴田事件弁護団事務局長 小川秀世 弁護士

(静岡県弁護士会)

(2) 袴田ひで子さんへのインタビュー

その他


参加無料



袴田ひで子さん
ご来場いただきます

主催／仙台弁護士会 共催／日本弁護士連合会

●お問い合わせ先 仙台弁護士会 tel.022-223-1001

袴田巖さんは、1966年6月30日に発生した味噌会社の専務一家が殺害された事件の被疑者として逮捕され、1968年9月11日、静岡地裁で、死刑判決を言い渡されました。

死刑判決の根拠となった自白は、猛暑の中、1日平均12時間にもおよぶ過酷な取調べで引き出されたものでした。袴田巖さんは、裁判で一貫して無実を訴えました。

2014年3月27日、静岡地方裁判所は再審開始を決定し、さらに「拘置をこれ以上続けることは、耐え難いほど正義に反する」として、48年ぶりに袴田巖さんを釈放しました。

その後、検察の即時抗告、静岡地裁の再審決定を覆す東京高裁決定、最高裁の高裁への審理差戻があり、2023年3月13日、東京高裁は、犯行着衣に関し「第三者が隠した可能性がある」と指摘、「第三者は捜査機関の可能性が極めて高い」として捏造の疑いにも踏み込み、袴田巖さんの再審開始を認める決定をしました。

なぜこのような事態が引き起こされたのか。①無実の市民が虚偽の「自白」をするほどに追い込まれてしまうような身体拘束のもとでの苛酷な取調べ、②えん罪によりときには死刑にまでされてしまう恐ろしさ、③えん罪から救済するためにはあるはずの再審制度が機能していない問題について、袴田巖さんの事件を通して皆で考えてみませんか。



- | | |
|----------|--|
| 1966年 6月 | 静岡県清水市の火災現場から刃物で刺された一家4人の死体が発見される。 |
| 1966年 8月 | 袴田巖さんが犯人と疑われ逮捕される。 |
| 1967年 8月 | 味噌製造工場にある味噌タンク内から、従業員が血染めの「5点の衣類」を発見。 |
| 1968年 9月 | 第1審静岡地裁が有罪と判断し、死刑判決を言い渡す。
袴田巖さんは無実を主張して、控訴。 |
| 1976年 5月 | 東京高裁が控訴を棄却。 |
| 1980年11月 | 最高裁が上告棄却、死刑が確定する。 |
| 1981年 4月 | 第1次再審請求。 |
| 1994年 8月 | 静岡地裁が再審請求を棄却。袴田巖さん即時抗告。 |
| 2004年 8月 | 東京高裁が即時抗告を棄却。 |
| 2004年 9月 | 弁護側が特別抗告。 |
| 2008年 3月 | 最高裁が特別抗告を棄却。 |
| 2008年 4月 | 第2次再審請求（姉ひで子さんが請求人となる）。 |
| 2014年 3月 | 静岡地裁にて再審開始。死刑及び拘置の執行停止により釈放される。
検察官は即時抗告。 |
| 2018年 6月 | 東京高裁が再審請求を棄却する決定。弁護側が特別抗告。 |
| 2020年12月 | 最高裁が東京高裁に審理を差戻す。 |
| 2023年 3月 | 東京高裁が検察官の即時抗告を棄却。再審開始が確定。 |



仙台弁護士会は ……………

- 死刑制度の廃止を求める決議（2021年2月27日）
- 「袴田事件」の再審開始を受けて一日も早く再審判決が開かれること、「日野町事件」について速やかな特別抗告棄却決定がなされることを求めるとともに、再審法の速やかな改正を求める会長声明（2023年4月27日）
- 再審法の速やかな改正を求める決議（2023年7月27日）などを公表しています（仙台弁護士会のホームページから全文がご覧いただけます）。<https://senben.org/>

【仙台国際センター案内図】

仙台市青葉区青葉山無番地
地下鉄東西線「国際センター駅」から徒歩1分

